

東日本大震災とショック・ドクトリン ——「災害ユートピア」を平時につなぐには——

鳴原 敦子

要 旨

広域複合災害となった東日本大震災後に掲げられた「創造的復興」は、原発政策に関する議論を国民に開くことなく「今を生きる私たちすべてがこの大災害を自らのことと受け止め」ることを謳った。震災から13年を経た原発事故被災地では、財界がかねてから要望してきた国家プロジェクトとしての復興が展開される一方で、市民社会には重層的分断が招かれている。本稿ではそれらを、①リスク認知と対処行動に伴う個々人間の分断、②非対称コンフリクトが生み出す被災者間の分断、③社会的文脈の操作が生み出す市民社会の分断という、3つの階層で生じているものとして整理し、それらが原発事故後の対応過程の中で生み出されていることを明らかにする。

今日の日本社会が抱える問題は、災害後に熟議を通して描かれるべき自分たちの社会のあり方に関する政策決定過程に市民が接続しえないという、民主主義の崩壊とも言うべき事態が進行していることにある。災害後に垣間見られた市民の自発的「協働の場」は、社会変革の契機となりうる萌芽の実践である。こうした〈共〉の空間を取り戻し、自分たちの生存を自律的に守る基盤とするには、地域の人々の相互扶助的関係性に根ざした自治の実現が課題である。それこそが次なる災害時のショック・ドクトリンへの抵抗の足場となるのではないだろうか。

キーワード：「ショック・ドクトリン」、 「災害ユートピア」、 原発事故、 コミュニティ、 分断、 自治

1. はじめに

災害は既存の社会に裂け目を生じさせ「東の間のパラダイス」を創出させるという。2010年12月に翻訳本が出版されたレベッカ・ソルニットの『災害ユートピア』¹⁾は、災害時に民衆が、利他的行動や相互扶助によって潜在的な共同性/協働性を発揮し、即興的に共同体をつくりあげること、そしてひとびとはそこに喜びと幸福感を見出すことを描く。災害時に突如現れるこうした現象を「危機に底力を発揮するパラダイス」と表現するソルニットは、既存の秩序が崩壊したときにこそ、権力関係のない、分散した意思決定システムが生まれるとし、それを「民主主義が常に約束しながらも、めったに手渡してくれなかったもの」(ソルニット, 2010: p.428)と述べる。

一方、東日本大震災を挟んで翻訳本が出版された『ショック・ドクトリン』²⁾は、社会が災害や危機により集団的ショックに陥った時に、前もって準備されていた経済施策が処方箋として描かれ

る事象を捉える。著者のナオミ・クラインは、それを「壊滅的な出来事が発生した直後、災害処理をまたとない市場チャンスと捉え、公共領域にいっせいに群がる襲撃的行為」として「惨事便乗型資本主義」(クライン, 2011: pp.5-6)とよぶ。

2011年3月11日の東日本大震災は、巨大地震と津波、そして原発事故が重なる広域複合災害となり、戦後日本社会のあり方、人と人、人と自然の関係性のあり方、生存の足場としての地域社会のあり方を全面的に問う出来事となった。「創造的復興」をスローガンとした震災復興が展開される中でこれらの本が広く読まれたのは、未曾有の大災害を前にそれをいかに受け止めるかという問いへの応答が要請されたことの現れでもあろう。

しかしそれから13年を経た現在、「復興」はいかなる課題を日本社会に残しているだろうか。

本稿の目的は、東日本大震災後の復興が「創造的復興」の名の下で「ショック・ドクトリン」として機能した側面を明らかにし、とりわけ原発事故後の日本社会に生じてきた重層的分断との関わ

りを考察することにある。それを踏まえ市民社会は、同じ被害を繰り返さないため、いかなる教訓を導き出せるかについて、ソルニットの「災害ユートピア」を手掛かりに考察を行うものである。

まず2節では、「創造的復興」構想の策定経緯を概観し、その中で原発事故がどのように扱われたのかを確認する。3節では、原発事故被災地での重層的分断がいかなる契機によって生じているのかを明らかにする。次に4節にて、こうした「創造的復興」は単に個々の施策に新自由主義的手法が採用されたという意味に留まらず、震災以前からの政策的潮流にある新自由主義的考え方にに基づき、災害を好機と見なし公共領域を解体していく「ショック・ドクトリン」として機能したことを明らかにする。最後に、再び同じ被害を繰り返さない社会へと変えていくための方途について、「災害ユートピア」を手がかりに考察を加える。

2. 「創造的復興」構想と原発事故

2.1 「創造的復興」構想策定の経緯

震災発生から1か月後となる2011年4月11日、東日本大震災からの復興の方向性を検討する場となる復興構想会議が設置された。その閣議決定で復興は「被災者、被災地の住民のみならず、今を生きる国民全体が相互扶助と連帯の下でそれぞれの役割を担っていくことが必要不可欠であるとともに、復旧の段階から、単なる復旧ではなく、未来に向けた創造的復興を目指していくことが重要である」との趣旨が確認されている。この会議は、内閣総理大臣の諮問機関として召集され、被災3県の知事を含む12名のメンバーによって、第1回復興構想会議（2011年4月14日）以後、全13回にわたり開催された。復興の指針となる「復興構想7原則」が5月10日に示された後、12回目の会議となった2011年6月には、この会議の成果となる報告書『復興への提言－悲惨の中の希望－』が内閣総理大臣に手渡されている。

この会議の諮問に際し内閣総理大臣は、東日本大震災を「未曾有の複合的な大災害」と称したうえで、「被災地域の復興なくして日本経済の再生

はない。また、日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない。この震災が我が国社会経済や産業にもたらした広範な影響を乗り越え、被災地のみならず我が国の再生を図っていくためには幅広い見地から復興に向けた指針策定のための復興構想について検討する必要がある」と開催理由を述べている。この文言は、その後提出された復興構想の原則5に採用されているように、復興の方向性への国の意向を強く表明したものであった。

復興原則の中にはその他、「原則2 被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする」や、「原則4 地域社会の強い絆を守りつつ、災害に強い安全・安心のまち、自然エネルギー活用型地域の建設を進める」といったように、地域社会やコミュニティへの言及も多数見られる。しかし同時に、国が復興の全体方針と制度設計を行う原則が示されたことから、中央省庁によって復興事業枠組みがまず示され、その中から被災自治体が事業メニューを選択し復興計画を策定する流れをたどった。この復興構想原則は、同年6月に成立した復興基本法、7月の基本方針にも落とし込まれ、「単なる災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生」（復興基本法第2条）を目指すものとして動きだすことになる。

こうして展開された「創造的復興」の性格について、すでに多くの指摘がなされてきたが、総じて以下の3点を指摘できよう。

まず第一に、復旧と復興を二分し、日本経済再生を主眼におく後者に重点をおいた点である。「単なる復旧ではなく未来に向けた復興」という二項的図式によって「復旧」を消極的なもの、「復興」を前向きで発展的なものとするイメージが付与され、経済再生を自明の課題とし、それを牽引する役割が復興構想の中心に据えられた。

第二に復興の主体を被災地から日本全体へと拡張した点である。復興原則7は「今を生きる私たちすべてがこの大災害を自らのことと受け止め、国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進する」と謳ったが、後にこのことは復興予算の被災地外での流用問題にもつながっている³⁾。

そして第三に地域モデルの発信を強く意識したのものとなった点である。復興原則3には「来るべき時代をリードする経済社会の可能性を追求する」とある。こうして復興には、少子高齢化や人口減少、農山村の過疎化といった日本が直面する課題を先取りする被災地の現状を踏まえ、他地域にも応用可能な新しい社会モデルを提示することも期待された。

2.2 復興構想に投影された財界意向

さてその具体的復興施策は、どのように想起されたのだろうか。構想会議では、各委員からの復興の提案が出されていくが、第3回会議（2011年4月30日）では委員以外に、「創造的復興」を提案した貝原俊民元兵庫県知事と、日本経済団体連合会や経済同友会など財界関係者からのヒアリングがおり込まれた。これらの財界が震災後に発出したアピール文書には、復興を経済成長戦略と同義として扱う提言が随所に盛り込まれている。

例えば経済同友会は、「創造的復興」方針の閣議決定前となる2011年4月6日に発表した提言の中で、「震災からの『復興』は震災前の状況に『復旧』させることではない。まさに、新しい日本を創生するというビジョンの下に、新しい東北を創生していく必要がある」とし、早くも「原発休止炉の再稼働も含め、電力供給増に最大限の努力を」と述べている⁴⁾。それ以降のアピール文書でも、迅速かつ大胆な復興のための「特区」活用、国際競争力ある一次産業の確立、企業が進出しやすい環境を整えることなどが提案されていく。

同様に日本経団連も、2011年5月に発表した「復興・創生マスタープラン」において、「『復興』は現状復帰に留まらず、新しい地域、新しい日本を『創生』するもの。被災地域の活力なくして日本経済の再活性化はありえない」とし、「国、自治体、産業界等の国民全員が一丸となって痛みを分かち合い」復興に取り組むことが謳われる⁵⁾。具体的には特区を活用した工業団地の創設、国全体としての産業競争力の底上げを通じた新成長戦略の実現、力強い政治のリーダーシップなどへの期待が並ぶ。このように財界からは、「官民一体」「総

力を結集」「新たな日本の創造」「オール・ジャパンの覚悟と団結」といった、国民の一体性を喚起する文言とともに、企業活動に有利な環境づくりに主眼をおいた「復興」施策が提案された。

また同年9月の「経団連成長戦略2011」には、「震災復興と成長戦略の一体化」と明確に示され「未来都市モデルプロジェクトをはじめとしたイノベーションの加速」が謳われた。そこでは「世界最高水準のエネルギー・環境技術やICT、医療等の最先端技術の活用とその融合による課題解決型イノベーションの推進と実用化」が目されている。

注意を払わなければならないのは、こうした施策の多くが、震災発生以前から成長戦略とともに財界がくり返し提案してきたものだという点である。経団連の「未来都市モデルプロジェクト」とは2010年の成長戦略に合わせて検討が開始され震災直前となる2011年3月7日に最終報告書⁶⁾が出された、総合特区制度等を活用した民間主導によるイノベーション立国の実現を目指したプロジェクトである。この流れは2009年以降のオバマ政権下のグリーン・ニューディール下で環境・エネルギー、医療・社会保障サービス分野を含む新成長戦略として描かれてきたものである。日本経団連の提言文書「日本版ニューディールの推進を求める」（2009年2月9日）には、官民一体となった産業競争力強化、地域の活性化、原子力発電の着実な推進が記され、経済活性化の起爆剤として国家プロジェクトを求める声が発信されている。産学官連携、道州制推進、未来都市プロジェクト等の地域モデル構想、一次産業の大規模集約化といった構造改革の延長線上にその流れはある。

こうして復興における民間活力の利用が強く打ち出された会議を経て、被災三県による復興の方向性は、岩手県が「安全」の確保、「暮らし」の再建、「なりわい」の再生を基本理念とする計画、福島県が「脱原発」宣言を謳った第1次計画を策定する一方で、宮城県の復興計画は、政府と財界の意向に忠実に沿った「創造的復興」を具現化するものとなった。そこでの村井嘉浩宮城県知事の

構えは、復興構想会議の議論からも看取できる。たとえば第1回会議では、東北が担う食料基地的な役割の課題を次のように述べている。

「・・・なぜ高齢化が進んで後継者がいないか。簡単なんです。もうからないからなんです。したがって、もうかる仕組みを作らなければならない。これも簡単なんです。どうすればいいか。集約化を図ればいい。そして大規模化を図ればいい。経営効率を上げればいい。競争力を強化すればいいんだということです。しかし、いままで残念ながら零細な漁業者や農家がたくさんおられて、そういったことに手を付けようにもつげようがなかった。しかし、今回は、すべてなくなってしまった。リセットボタンが押されたということでもあります。したがって、わたしは今回はこういった農業や水産業が利益を上げるような構造に変える大転換のモデルをつくる大チャンスだと非常に前向きにとらえたいと思っております」⁷⁾

こうして宮城県では、職住を分離した高台移転構想をはじめ「新しい沿岸の町のモデルを東北から全国に示していけるチャンス」という見方が表明され、震災で壊滅的被害を受けた漁業の復旧に際しては、「水産特区」の導入による漁業民営化構想がいち早く打ち出された。

このように「創造的復興」構想は、震災前から財界が要求してきた成長戦略を念頭に、生産手段の集約化と大規模化、民間資本の農水産業参入等を通じた国際競争力強化策を、危機に対処するための処方箋として描き出すものとなった。

2.3 復興構想会議は原発事故をどう扱ったのか

では、この復興構想会議の議論の中で、原発事故はどのように扱われたであろうか。

第1回復興構想会議の2日前となる4月12日、当初は「レベル5」(3月18日時点)とされていた国際原発事故評価尺度は、原子力安全・保安院によって「レベル7」へと引き上げられた。会議の冒頭で、五百旗頭真議長より「原発問題については、なお危機管理的状況にあり、それ自体があまりにも大きな問題であるので、この会議の任務からは外すとご指示をいただいております」との

説明がなされたことに対し、佐藤雄平福島県知事、梅原猛特別顧問、赤坂憲雄委員などから意見が発せられている。例えば梅原は「原発がある社会なのか、脱原発の社会なのか。それを抜きにこの会議は成り立たない」と述べたが、五百旗頭議長は、「原発を扱わないというのではなくて復興に関わる問題として取り扱いたい」「将来の日本社会が原発をめぐりどう方向付けるか。そういうことは視界に入れねばならないと思いますが、危機管理的な原発対処ということについて、この会議のテーマとしてやっていくことはできない」との返答をする。

これに関し赤坂委員は、テクニカルな意味において両者を分けて議論する必要があることには理解を示しつつ、現に福島で、自分たちが復興から大きく取り残されている、切り捨てられている、復興にリアリティを感じられないと希望を失いかけている多くの人々がいると述べ、そうした人に対し「福島の大地がよみがえるときまで、この復興プロジェクトは続くん다는ことを、まずメッセージとして送るべき」との考えを述べている。

梅原は会議終盤、再度この点に言及する。自身が特別顧問就任の依頼を引き受けた際には、原発問題を議論しないという話はなかったとし、「原発の問題を議論しないというのなら、この会議の意味はない」「原発事故の被害が加わって復興はものすごく難しくなる。この原発を抜きにしては、復興構想会議は成り立たないと思っている」ことを繰り返し述べている。

復興構想会議において、日本社会が今後原発をどう扱うのかを当然議題にすべきと考えていた梅原は、さらに以下のように述べる。

「原発を造って、人間の生活を豊かにし、便利にする。そういう文明がまさに災害に遭った。・・・エネルギーの問題、おそらく太陽光や風力などのエネルギーの問題の開拓と同時に、人間の文明が変わらなければならない。本当に利他的な文明に変わらなくてはならない。・・・今、被災者たちが本当に過酷な状況にありますが、多くの人々が助け合っている。・・・そのような精神が、新しい

文明の精神にならなければならないと思っていますのです。」(一部省略)

結局、第1回会議では、原発問題の重大性への理解は示されながら「原発対処は危機管理の問題」であるとして、具体的な対処方針等については扱わないという方針が変わることはなかった。

この間、復興構想会議開催と並行して、政府内では原発事故後の対応枠組みが策定されている。

避難指示区域の再編に向けた準備が進む中、東京電力は5月10日に「原子力損害賠償に係る国の支援のお願い」を提出し、「資金調達は極めて厳しい状況」にあり、被害者への「公正かつ迅速な補償に影響を与えるおそれがある」として、原賠法第16条に基づく国の援助の枠組みの策定を求めた。これをうけ政府は東電への支援枠組みを5月13日に決定、6月14日に閣議決定に至っている⁸⁾。これによって原発事故の原因企業である東電の破綻処理は回避され、政府が原子力損害賠償支援機構を通して東電を間接的に支援するという東電救済方針と、被害者への損害賠償の枠組みが、復興基本法施行を前に整うこととなった。

この間の外交面での動きを見ると、日本政府及び経済界は、原発事故がいかに深刻な事態には至っていないかを海外向けに精力的に発信している。2011年4月19日には、チェルノブイリ原発事故から25年を機に原子力サミットがウクライナで開催されたが、それに出席した高橋千秋外務副大臣は「チェルノブイリ原発事故とは、原因も態様も異なってい」ることをスピーチで強調した⁹⁾。

また4月17日のクリントン国務長官と松本剛明外務大臣の日米外相会談時には、ドナヒュー全米商工会議所会頭と米倉弘昌日本経団連会長を含む4者会談が開催され、復興に向けた日米官民パートナーシップを進めることが合意された¹⁰⁾。その際、クリントン国務長官は、日本が「営業中 (Open for Business)」であることを内外に強く示すことが訪日のねらいと述べている。5月のAPEC貿易担当大臣会合においても、また8月に来日したバイデン副大統領による仙台空港での演説においても日本が「営業中」であることが、繰り返し対外的に発信された¹¹⁾。

なかでも日本経団連と米国のシンクタンクであるCSIS(戦略国際問題研究所)は、日本政府が「創造的復興」の閣議決定をした4月11日に、「復興と未来のための日米パートナーシップ」を立ち上げ、復興構想に関するタスクフォース(特別検討チーム)の設立を発表している¹²⁾。復興構想会議報告書提出前にはこのタスクフォースが来日し、日本の財界、政治家、官僚、専門家、東北関係者などとも懇談した。同年11月には日本経済新聞社とCSIS共催で「東日本大震災、トモダチ作戦と日米同盟の未来」と題したシンポジウムが開催され、米側出席者から「日本の『脱原発』は世界の核管理体制を危険に陥らせる」との指摘がなされた¹³⁾。こうした動きから「創造的復興」構想が、日米合作であったと評する平野健(2012)は、CSISタスクフォース内の協議レポート及びシンポジウムで出された議論を通して、安定的エネルギー供給と経済成長のために「日本の原発を存続させるべきとの発言が繰り返された」ことも指摘している。

そうして2011年12月16日の「原発事故収束」宣言を機に、避難指示区域の再編方針(12月26日)が決定、「福島復興再生特別措置法」が成立(12月28日)した。またこれに伴い12月27日以降、原子力損害賠償円滑化会議が開催され、本来、文科省(原子力損害賠償紛争審査会)が所管である原発事故の賠償について、経済産業省資源エネルギー庁と東電との間での協議も行われた。そこでは時限を区切った賠償によって被災者に「自立を促す必要」があるなどの意見が出され、帰還促進策を基調とした「復興」の方向性が定まっていく。

このように復興構想会議は、未曾有の大災害となった東日本大震災を「今を生きる私たちすべてが自らのこととして受け止める」ことを謳いながら、原発政策を切り離して復興を構想する場となった。その一方で、会議の外では財界と日米間での「対話」が重ねられ、原発を引き続き重要な電源として扱う方向性とともな帰還促進策としての復興の方向づけが確認されている。「福島」の被災者に届くメッセージを発信する」という役目を負った復興は、「絆」や「わかち合い」を謳いな

がら、原発問題を国民的議論の遡上にのせることなく、その内実としては財界がかねてより待ち望んでいた国家プロジェクトとして展開されることになったのである。

3. 原発事故後に生じた重層的分断

こうして展開された「創造的復興」は、被災地にいかなる課題を取り残しているだろうか。津波被災地では、巨額の復興事業費の多くが防潮堤建設や災害公営住宅、高台移転などインフラ整備事業に投じられたが、事業の大規模化は住宅再建の遅れを招き、被災地からの人口流出や世帯分離、コミュニティの分散をもたらした。「創造的復興」構想が、ハード事業に傾斜する中で、被災者の生活再建や健康・福祉面、地域のコミュニティに生じた問題などは後景化した。災害公営住宅入居者の健康調査を2020年度で打ち切った宮城県に対し、その根本には「『建物は立てたから、あとは自分でやれ』と、自助を迫る国や県の姿勢がある」¹⁴⁾との指摘もあるように、災害公営住宅入居者の高齢化やコミュニティ維持の問題、在宅被災者問題への支援等は今も課題として残されている¹⁵⁾。

これらに加え、原発事故対応過程での深刻な問題の一つに、地域社会内での重層的分断がある。本稿では、この分断を生じさせている要因に着目し、①リスク認知と対処行動に伴う個人人間の分断、②非対称コンフリクトが生み出す被災者間の分断、③社会的文脈の操作が生み出す市民社会の分断、という3つの階層からその整理を試みる。

3.1 多様なリスク認知と対処行動に伴う分断

原発事故被災地の人々が抱える苦難について、山川・初澤(2021)は、事故後の時間の経過に応じて解きほぐすことが容易ではない状況へと被災者が追い込まれる状況を「原発災害の累積的被害」と捉える。すなわちそれは避難区域の線引きに応じて空間的分断を余儀なくされた第一次被害に加え、大家族の離散や高齢者の孤独問題、震災関連死の発生、そして賠償問題や避難・帰還・移住の

選択と、復興の各段階を経る中で状況の改善に向かうどころか、むしろ困難を蓄積させていく状況を示している。

こうした苦難の中心には、被災者間の社会的分断がより複雑に、重層的に深められていく問題がある。例えば原発事故後に生じたコミュニティの分断や亀裂について、成(2015)、高橋(2022)などは、放射性物質の拡散に関するリスク評価をめぐって被災当事者間で生じる認識の差異が生活全般に及び、家族内、地域コミュニティ内での分断や対立が生じるため、被災者は時に沈黙を強いられ、避難や生活の変動に伴い苦境に立たされることを明らかにしてきた。

例えば成(2015)は、地域社会の中で様々な避難区域設定や安全基準への考え方の混乱によって、リスク認知と対処行動が異なる人々を、避難指示区域外の福島県中通り9市町村での調査から次のように類型化している。第1に「避難したくてもできない人」、第2に「(避難区域から)避難してきた人」、第3に「避難しない人」、第4に「仕事を求めて新たに入ってきた人」、第5に「避難後、戻ってきた人」、第6に「避難と帰還の二重生活の人」、第7に「避難していった人」である。これだけ多様な背景をもつ人々が暮らす地域社会の中では、放射能への不安を話題にすることが難しく、家族内および地域内でもその対処をめぐって葛藤や軋轢が生じやすい。成は、これらの人々の原発事故後の生活変化に見られた傾向として、一貫して高い割合で「補償の不公平感」を感じている人が多いことや、配偶者や両親、近所・周囲の人との間に認識のずれを感じている人が多く、家族や地域社会において大きなストレス源となっていることを明らかにしている。

こうした認識のずれや不安の背後には、事故前は年間1mSvが一般公衆の追加被曝線量基準とされていたものが、事故後は年間20mSvに緩和されたことや、国が「安全」とする基準の中に子どもの放射線への感受性の強さや内部被曝の視点が含まれないこと等がある。学校再開をめぐる大きな論争を経ても日本政府が20mSv基準を堅持したことから、避難指示区域以外の地域からも、

無用な被ばくを避けるために避難を選んだ人も多く、そうした人々は「区域外避難者（いわゆる自主的避難者）」（以下、「自主的避難者」という）と呼ばれている。除染によって避難指示解除が進むことは、復興の進展として受け止められるが、避難を継続したいと考える人々にとっては、自身が「避難指示区域からの避難者」から「自主的避難者」へと置き換えられ、支援の打ち切りに直面する流れでもある。帰還したくとも子どもへの影響を考慮し避難の継続を選択する人や、避難を継続したくとも経済的理由から帰還せざるをえない人もいる。その対処行動と選択をめぐって、親は（特に母子避難の場合は母親は）自責の念にかられ、どのような選択をするにせよ継続的苦難を強いられることになる。

ところが帰還を進めることこそが「復興」として語られる中であっては、そうした苦難は個々人の選択の結果であるとして自己責任の問題とされてしまう。しかしそもそも原発事故が起きなければ選ぶ必要のなかった、望まない苦渋の選択を強いられたこと自体が被害のはずである。被災地コミュニティ内での亀裂や分断、不安の語りにくさは、被害をめぐるそうした認識を社会的に共有することを困難にし、被災当事者を孤立させる一要因となっている。

3.2 非対称コンフリクトが生み出す分断

原発事故被災者の居住地選択が損害賠償額に直結することが分断を深めている問題の根底には、原発を推進してきた国が、何を原発事故の損害と認めるかの方針を定め、それに基づき事故の原因企業である東電が被害状況の判定を行い補償内容を決めるという「加害者主導の損害賠償枠組み」（除本，2013）がある。そこには第一義的加害者となる原因企業ならびに原発政策を推進してきた国と、被害者との間に圧倒的な力の格差が存在する。これを紛争解決学では「非対称コンフリクト」と呼び分析が試みられてきた（石原，2023）。

被害者の中でも、現行施策による支援がより限られた自主的避難者の中には、早くから状況の改善と救済を求めて声をあげてきた人々がいる。例

えば福島県内の避難指示区域外の地域から群馬県内に避難した自主的避難者らは、国と東電に慰謝料を求めて提訴した（2013年9月11日提訴のいわゆる「群馬訴訟」）。しかしその東京高裁での控訴審に際し、国が準備した書面には、自主的避難等対象区域¹⁶⁾からの避難者の損害を認めることは、その区域に居住を継続した大多数の住民の存在に照らして不当である上、そこが「居住に適さない危険な区域であるというに等しく、自主的避難等対象区域に居住する住民の心情を害し、ひいては我が国の国土に対する不当な評価となるものであって、容認できない」¹⁷⁾と記されている。つまり自主的避難対象区域からの避難を継続する人々が、その区域に居住する人々の心情を害し、国土に対する不当な評価をする「加害者」であるかのように、原発事故被災者同士を対立構図におく見解が述べられているのである。

自主的避難者へのこうした国の対応は、国際人権法の観点から極めて問題があることが繰り返し指摘されてきた。自主的避難者に対する日本政府の住宅支援等の打ち切り（2017年3月）を、国内避難民の人権に関わる問題と認識してきた国連人権理事会は、国内避難民人権特別報告者セシリア・ヒメネス＝ダマリー氏の訪日調査を実施している。「訪日調査報告書」（2023年7月）では、「福島からのすべての避難者は、避難指示による避難か、原発災害の影響への恐怖による避難であるかを問わず、同じ権利を有する国内避難民である」と明示しており、自主避難者への支援打ち切りや、いわゆる避難者立ち退き訴訟¹⁸⁾などのように、避難者を立ち退きさせることは「国内避難民等の権利の侵害」であることを明確に指摘している（徳永，2023；清水・高橋，2024）。

もっとも2012年6月に議員立法にて成立した「原発事故子ども・被災者支援法」¹⁹⁾は、「放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていない」（第1条）ため、「支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するもの

でなければならない」(第2条)として、避難、残留、帰還のいずれを選んだ場合でも等しく支援することが記されていた。しかしこの支援法は成立後1年以上放置され、2012年の第2次安倍内閣発足後にできた基本方針で骨抜きにされ、実質的な支援策の見直しには至らなかった。

このように事故対応に第一義的責任を負う東電と国が被害認定の主導権を持ち、その枠組みに沿わない選択をした被災者への支援は打ち切るという「包摂と排除」によって、原発事故被災者同士が対立させられる状況すら生じている。

3.3 社会的文脈の操作が生み出す分断

加えて原子力災害後の被害が、自然災害後のそれと決定的に異なるのは、放射性物質の広域拡散が「不可逆的絶対的損失」(宮本, 2014)をもたらし、復旧そのものが困難を極め、その被害は将来世代まで長期に及ぶという特異性にある。

自然環境に拡散された放射性物質は回収不可能で、除染が実施されていない森林環境での影響は今なお継続している。そうした事故後の「復旧」の困難さを浮き彫りにするのが、放射性廃棄物や除染によって取り除いた土壌、廃炉作業や汚染水処理などの事後対応に伴う問題である。

しかしその対処法をめぐっては、関係主体間の合意形成が図られないままの、なし崩しの対応が目立つ。「関係者の理解なしにいかなる処分も行わない」としてきた地元漁協との約束を反故にして2023年夏にALPS処理水の海洋放出が断行されたことや、放射性廃棄物の焼却処理による減容化や除去土壌の再利用促進など、事故前の「隔離・保管」原則を大きく踏み越え、「科学的知見」のもと「希釈・拡散」に置き換えた処理が進む。こうした処理方法をめぐって出される多くの反対意見について、昨今これらを「風評加害」と呼び、国の施策に異論を唱えることが「風評被害」を生み、「復興」を遅らせる加害行為であるかのような社会的文脈が創り出されている。こうした言説は、原発事故後の国の施策への異論を封じ、公論形成そのものを阻み、被災地に限らず広く市民社会の中に被害-加害の新たな対立構図を作り上げ

る。

まして地域的紐帯が色濃かった原発事故被災地域やコミュニティの中において、こうした意見の相違は「生まれ育った土地を貶めるのか」「復興の足を引っ張るのか」といった声へと反転させられ、さらなる分断を招く契機にもなる。放射性物質による健康影響のような環境リスク問題は、「何が問題なのか」という問題設定において、行政と地域住民の間にずれが生じる。だからこそ権力の介入が生じやすく、被害やリスクをめぐる語りや、どのような社会的文脈のもとにおかれるかによってその問題の見え方は一変してしまう(脇田, 2001)。しかし先述したように、そもそもリスク認知や対処行動に幅が生じやすい問題であるからこそ「多様な意思を尊重し、多様な選択を支援する」ことを社会全体の共通認識にすることが不可欠のはずである。事故後の処理過程においても予防原則に立ち、被災者の権利回復と関係主体間での十分な合意形成のもとに進めていくことが極めて重要な課題となる。

他方で福島県沿岸部では、「創造的復興の象徴」としての「福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想」の実現が目指されている。これは福島県の第3次復興計画(2015年12月)に登場し、福島復興特別措置法上にも位置付けられたもので、環境・エネルギー・医療分野や農林水産業などにおいて、国際競争力強化に資する新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトである。長崎原爆製造の拠点でもあった米国ハンフォードをモデルに福島県浜通りの復興を描き、「科学技術力・産業競争力の強化に貢献」することが目指されている。この構想こそ、財界が震災前から提言してきた国家プロジェクトを具現化するものであり、山川(2023)が指摘するように、「土地空間以外の生産要素をワンセットで移植するショック・ドクトリン的『創造的復興』」に他ならない。

このように「創造的復興」は、「単なる復旧」こそが困難を極める原発事故後の「復興」を、国家プロジェクトによる経済施策で置き換え、その処理過程に向けられる異論を排除しながら、原発

事故の「克服」を目指すものとなっている。

この間、原発の60年超運転を可能にする東電法案「GX脱炭素電源法案」が2023年に強行可決され、原発事故後に確認されたはずの「原発への依存度を低減していく」という方針は「原発を最大限活用する」方向へと転回、原発の活用を「国の責務」と位置付ける法改正にまで至っている。そもそも「創造的復興」における「単なる復旧ではなく」という枕詞は、復旧が可能であることを前提に発せられるものである。しかしその「単なる復旧」こそ困難を極める原発事故対応に「創造的復興」を用いることは、復旧が極めて困難となる原発事故被害の甚大さを覆い隠すことにもなる。それによって国民の相互扶助や連帯どころか、被災地内外に重層的な対立構図や分断を招きいれるという逆説的状况を生み出しているのである。

4. 分断を生む契機に抗う

ここまで見てきたように現在の日本社会は、事故を経て本来議論されるべき原発をめぐる国民的議論が回避されたまま、福島のみが「原発に依存しない」社会を目指す一方で、日本全体としては「原発の最大限活用」を目指すという相矛盾する状況の中にある。

今日の日本社会が抱える問題は、災害後に熟議を通して描かれるべき自分たちの社会のあり方に関する政策決定過程に市民が接続しえず、事故後の対応過程で自治が侵食されるなど、民主主義の崩壊とも言える事態が進行していることにある(鳴原, 2023; 鳴原・清水・原口・蓮井, 2023)。このような中で「今を生きる私たちすべてがこの大災害を自らのことと受け止め」、再び同じ被害を生み出さない社会に変えていくことは、いかにして可能だろうか。

4.1 新自由主義が解体する<共>の空間

「ショック・ドクトリン」の著者クラインは、新自由主義を代表する米国の経済学者ミルトン・フリードマンが、ニューオーリンズの水害を「悲劇」と称しながら「教育システムを抜本的に改良

するには絶好の機会」と見て公共領域における新自由主義の徹底化を一機に推し進めたことを記している。同じ地域の共和党議員や開発業者も「低所得者用公営住宅がきれいさっぱり一掃できた」「今なら一から着手できる白紙状態にある。このまっさらな状態は、またとないチャンスをもたらしてくれている」と表明するように、そこでは災害を改革の「またとないチャンス」と見る眼差しが共有されている。クラインは、このような政治家、官僚、開発業者、議員などを、「軍産複合体」になぞらえ「惨事便乗型資本主義複合体」(クライン, 2011; p.15)と呼び、それらが資本蓄積と社会改造のために見せる結束の強靱さを描き出す。

災害の打撃を受けた被災地を「リセット」された地域と捉え、これまで手をつけられなかった構造改革や経済施策に着手する「チャンス」と見る眼差しは、先述した村井宮城県知事の発言や福島沿岸部でのイノベーション・コースト構想も同様である。そこには危機を政治的に利用していこうとする権力側の発想があり、官民一体となった成長戦略の下では、地域の人々が自ら地域社会の将来像を自律的・主体的に描くことは困難になる。

そもそも「創造的復興」は、バブル崩壊後に発生した阪神・淡路大震災(1995)後、「単に震災前の状態に戻すのではなく、21世紀の成熟社会にふさわしい復興」を目指すものとして当時の貝原兵庫県知事によって提唱されたものだった。その背後には1980年代以降の市場経済のグローバル化による地域産業の空洞化や地場産業の衰退への処方箋として、公共事業費の削減や地方構造改革による公務員のリストラ、医療・福祉・介護施設の削減、学校の統廃合、そして「平成の市町村合併」など、新自由主義的施策のもとで地方における公共領域が解体されていく過程があった。そこに展開された阪神・淡路大震災後の復興は、孤独死やコミュニティの分散といった社会問題を招き「復興災害」(塩崎, 2014)とまで呼ばれた。

他方、阪神・淡路大震災は「ボランティア元年」とも言われ、1998年に制定されたNPO法を機に非営利団体の活動が大きな役割を果たす潮流も生

まれた（阿部，2013）。しかしその流れの中で登場した「新しい公共」論によって²⁰⁾、財政負担の削減を進める行政改革や地方分権とも重なりあい、自己責任や自立を強調し「小さな政府」をめざす「統治構造の再編」を下支えするものとの見方もされてきた（二宮，2010）。

『復興への提言』の最後にある「第4章 開かれた復興」で言及される「復興と『新しい公共』」には「身近な分野で多様な主体が共助の精神で活動することが重要」であり、「国民一人ひとりに居場所と出番があり，人に役立つ幸せを大切にす社会を目指すべき」と書かれている。これはまさにソルニットの描写と重なるものであろう。

ソルニットは、日常が停止し既存の秩序が崩壊したとき、民衆が利己主義ではなく利他主義的にふるまい、特別な共同体がたちあがることを描いた。民衆が自発的に協力関係を結び、欠乏する物資を分け合い、そうした共同体の中で、実にいきいきと活動し自らに喜びをもたらす。ソルニットが描く人々は「ある市町村やコミュニティに属する人々」であり、社会の中になんらかの帰属意識を持つ人々である。その眼差しは、人間がその本性として、自発的に、他者とつながりあうことを望む生き物であるという民衆への信頼に根差している。

一方、現在の資本主義経済は、近代経済学を中心仮説である「合理的経済人（ホモ・エコノミクス）」という人間観に支えられている。フリードマンらが唱える新自由主義は、この自己利益の追求を目的とする利己的な人間観をより先鋭化させ、一人ひとりを独立した個人（原子論的個人像）とみなし、その欲求にしたがった自由な行動と市場の働きに委ねることが、社会をより効率的・合理的にするとの考え方である。近代社会は、こうした考えの下、地域社会やそこで機能してきた社会関係資本（Social Capital）（パットナム，2006）を極度に解体してきた。災害後にメディアを通して上から発せられた「絆」「オールジャパン」は、こうした人間観に基づき国民の一体性を喚起しようとしたものであり、ソルニットの視点とは位相を異にする。

市民社会の自発的「協働の場」は、確かに市民が主体的に参画する地域づくりなど、社会変革の契機となりうる萌芽的<共>の空間である。しかしその一方で民衆の利他的行動や連帯を単に称揚するのみでは、経済成長の行き詰まりと公共部門の縮小を促す新自由主義的潮流の中で、統治手法の再編を下支えするものに留まりかねないという両義性を持つ。

ではこうして解体されてきた<共>の空間を、政府や行政の役割を縮減し自己責任論を強化していく新自由主義的「統治の再編」に回収されることなく、自分達の生存を自律的に守る基盤として取り戻していくには、何が必要だろうか。

4.2 『災害ユートピア』を平時につなぐには

ハート&ネグリ（2012）はグローバル資本主義経済が人間生活のあらゆる次元を市場化し資本の論理に従属させていく今日において、重要なのは、市場の権力とも国家の権力とも異なる位相にある<共（the common）>の領域を再創造する可能性の模索であると述べている。

ソルニットも、個人主義や資本主義など従来型の経済学が「人間は合理的な理由により個人的利益を追求する」との前提に立つせいで「偏ったシステムが人々の生き残りや幸福の追求の障害になっている」ことを災害が裏付けていると述べ、「人の生死を決定する要素の一つが、その人の属するコミュニティの健全さであり、社会の公正さ」にあることを指摘する（ソルニット，2010；p.18）。

さらにソルニットは、民衆が自発的に共同体を作り上げる現場とは反対に、災害時にパニックをおこすのはむしろ権力を持つ者たちであることも、災害社会学者K.J.ティアニーの「エリートパニック」を用いて随所で描写している。既存の秩序の中で権力を握ってきたエリートたちは、大衆が無秩序状態におかれ、自らの社会的地位の基盤が脅かされることを恐れ、既存の秩序を早期に回復すべく強権的な手段をとることがあるからだ。

ハリケーン・カトリーナ後、日常の差別が表面

化したように、原発事故後に日本政府が繰り返し発した「ただちに影響はない」という言葉や、「住民がパニックを起こさないよう」SPEEDIの公表が行われず、被災地住民は放射線プルームの拡散予測が知らされぬままの避難を余儀なくされたことなど、この言葉から想起される事故後の政策失敗は枚挙にいとまがない。

2012年3月に来日したレベッカ・ソルニットは被災地を訪れた後、福島原発事故後の日本で政府の失敗の数々が起きていることに触れ、エリートの秘密主義について「スリーマイル島の原子炉がメルトダウン寸前であるとか、…公衆が知ったら、彼らは愚かな決断をし、事態を悪化させるだろうという信念です。そのことが、公衆を無知の暗闇にとどめておく措置を正当化しています。——そして、このやり方のせいで事態はあっという間に悪化するのです」（ソルニット、2012；p.84）と述べている。

しかしながら同時にソルニットは、このように危機に際して即興的に立ち上がるコミュニティや民衆の利他的行動、相互扶助は「舞台の袖で出番をまつ」ものであり、「けっして安定した、完全な形で存在することはなく、平時において長くは続かないことも述べている。「それは深刻な問題や苦しみへの対応という形でのみ出現する」、「地獄の中のパラダイス」と述べるのである（ソルニット、2010；pp.439-440）。

とはいえ原発事故後に来日したソルニットが、「もしわれわれがほんとうに災害に備えたいと思うなら、きわめてローカルなレベルへその手段を押し広げる必要がある」（ソルニット、2012；p.77）と語った言葉は、東日本大震災後の日本社会の今後を見据えるうえで、極めて重要な示唆を投げかけていよう。ソルニットは、

「私たちはもっと利他的に、もっと自由に、もっと深くひととかかわる人間になれるでしょうか。なにが問題であって、何がそうではないかを普段から意識していられる人間になれるでしょうか？ 私たちはただたんに「通常に復帰する」のではなく、もっと深く世界にかかわりをもちながら、自分の利害に執着せずに普段の生活に入って

いけるでしょうか？ そうなるために必要なものはなんでしょう？」（ソルニット、2012；p.79）と問う。

そして人々の利他的感情や意思を、自らが身をおく社会に反映させるための意思決定システムとしての民主主義について

「民主主義とはなんでしょう？ ……直接民主主義とは自治であり、災害は、被災地の市民たちががれきのただなかで救助者と避難者のコミュニティとして自分たちを組織したとき、きわめて民主主義的な瞬間ともなります。これは実用的な対応ではありますが、そのなかで生存者たちはときに、意味のある仕事やコミュニティの一員であること、他者とつながっていることの力を感じ、喜びのような実用性では説明のつかないものを見出したりします」（ソルニット、2012；p.82）と述べている。

本稿で見てきたように、こと原子力政策においては、被災者や市民の声が政治的意思決定の回路に必ずしも接続されておらず、むしろ「復興」を通して「包摂と排除」が強められ、異論が排除されていく。そうした中で、人々の生存を支えてきた利他的感情や相互扶助的關係性を、それぞれの地域で、自分たちの生命とくらしを守るための自治の実現に振り向けていくことは、〈共〉の再創造に向け社会を組み替えていく第一歩となる。

そして一人ひとりが主体的に社会に参画し、地域の再生、復元力を高めるための自治を平時から意識的に地域に根付かせていくことこそ、自律的地域社会の構築を可能とし、危機に乗じて分断の契機を生み出すショック・ドクトリンへの抵抗の足場となる。

災害後に経験した多様な人々による相互扶助、協働性の発揮を、市民の主体性を尊重した地域づくりや防災、そして誰かにリスクや被害を転嫁して成り立つ社会を変えていく道筋へと方向づけていくことが、〈共〉の空間を掘り崩していく新自由主義的経済への対抗軸となり、二度と同じ被害を生まない社会をつくるための課題となるのではないだろうか。

5. おわりに

災害は「公的機関や社会構造を崩壊させ、個人の生活を一時停止させ、その向こうに横たわるより広い眺めを見えるに任せることがある。わたしたちがすべきことは、扉の向こうに見える可能性を認知し、それらを日々の領域に引き込むよう努力することである」(ソルニット, 2010;p.440)。

3. 11後の日本社会では、その後の「復興」過程を通して、オルタナティブな社会への構想力が弱められ、「社会の裂け目」に目を凝らして「扉の向こうの風景」を描きだすことが困難になっている。こうした社会構想力の弱まりと、福島をとりまく重層的分断こそ、現存する大きな課題である。

原発は、戦後社会に浸透されてきた安全神話に依拠した国策として、リスクと被害を請け負う人々の存在を想起させることなく、日本経済の成長と発展に寄与するものとして推進されてきた。東日本大震災と原発事故が垣間見せた「社会の裂け目」とは、この「既存の秩序」の崩壊であり、これまでの「安全」や「豊かさ」、「平和」の虚構性を明らしたものだ。

原発事故で「通常の秩序の停止」を余儀なくされた日本において、「復興」の方向性が見定まった2011年12月に出された「収束宣言」は、まさしく「通常の秩序の回復」を目指したものだ。しかし2011年3月11日に発出された「原子力緊急事態宣言」は、2024年3月現在もなお解除されておらず、日本社会は今も「原子力緊急事態宣言」下にある。ソルニット自身も「将来、平常時があればの話」と付言するように、日本における緊急事態の常態化は、気候危機下で災害が頻発化する現状とも重なり、なお一層、平時と災時を地続きのものとして、社会を構想していくことを要請している。

W. ブラウンは、新自由主義経済のもとでは、「ホモ・エコノミクス」とみなされる個人は絶えず自由競争にさらされ「公共物や公共善にかかわる市民性(シティズンシップ)の基盤が消失」し、連帯して国家や企業に抵抗することが困難になる

と指摘する(ブラウン, 2017; pp.36-37)。

だからこそソルニットのメッセージは、個人主義的人間観に依拠した近代社会への根源的問いを放つものであり、自分たちが描く社会を自分たちの足元から、自らの手で作り出すという、自治に根差した民主主義の実現を眼差すものである。

2012年3月に来日したソルニットは滞在中、「『どこにもない場所』という意味の『ユートピア』よりもむしろ、原題で使われたアラビア語の『庭』に起源をもつ『パラダイス』という言葉の方が好き」だと述べ、「なぜならそれは、つくることができるから」と語ったという(小田原, 2012;p.37)。

絆やわかちあいが称揚されながら人々のつながりを解体していく現状を変えていくには、地域の中に人々の相互扶助的関係性に根ざした自治と、生存を支える〈共〉の空間を取り戻すこと、それが次なる災害時のショック・ドクトリンへの抵抗の足場となるよう、小さな営みを積み上げていくことにこそあるのではないだろうか。

注

- 1) 本稿での引用頁表記は、ソルニット, 2010年12月25日(第1刷)に準ずる。
- 2) 本稿での引用頁表記は、クライン, 2011年9月8日(第1刷)に準ずる。
- 3) 復興基本方針が掲げる施策の中に「東日本大震災を教訓として、全国的に実施する必要性が高い、防災、減災等の施策」が含まれたことから、被災地外での防災対策費や道路工事など広範な分野で流用され、後に批判があがった。
- 4) 経済同友会「東日本大震災からの復興に向けて—第2次緊急アピール」2011年4月6日。
- 5) 日本経済団体連合会「復興・創生マスタープラン—再び世界に誇れる日本を目指して」2011年5月27日。
- 6) 日本経済団体連合会「未来都市モデルプロジェクト最終報告書」2011年3月7日。
- 7) 復興庁「東日本大震災復興構想会議(第1回)議事録」(2011年4月14日)。なお本節で扱う構想委員らの発言はいずれも同会議議事録pp.3-39による。
- 8) 原子力発電所事故経済被害対応チーム「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」2011年5月

- 13日決定。5月12日に東京電力は1号機が事故当時「メルトダウン」していたことを公表。
- 9) 外務省「原子力サミット（2011年4月19日於ウクライナ・キエフ）」2011年4月19日。
 - 10) 外務省「復興に関する日米官民パートナーシップ」2011（平成23）年7月。
 - 11) 外務省『外交青書』第2章地域別に見た外交「第2節北米」, 2012年, p.81。
 - 12) 経団連タイムス No.3052（2011年8月4日）
 - 13) 日本経済新聞「脱原発, 核管理揺るがす」(2011年11月8日)
 - 14) 民医連新聞第1732号（2021年3月1日）。
 - 15) 宮城県における津波被災後の復興検証については、千葉他（2023）を参照。
 - 16) 2011年12月に原子力損害賠償紛争審査会が示した中間指針追補で、原発から約30～100^{km}圏内の福島県内23市町村が対象とされた。わずかな一時金が支払われたのみで住居費用の支援も段階的に打ち切れ、2017年3月末で終了された。
 - 17) 東京高裁での群馬避難者控訴審における国側の第8準備書面（2019年9月）。
 - 18) 原発避難者への公的な支援打ち切り後に公的な住宅に滞在し続けた避難者に対して福島県は訴訟を提起しその立ち退きを要求、避難者が公的住宅を退去した後であっても家賃の2倍の金額に相当する家賃の返還と賠償の支払いを求めている。
 - 19) 正式名称は「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」平成24年法律第48号。
 - 20) 例えば2004（平成16）年版の『国民生活白書人のつながりが変える暮らしと地域—新しい「公共」への道』では、竹中平蔵経済財政政策担当大臣が巻頭にて「暮らしを取り巻く地域の位置づけを改めて考え直す必要がある」としたうえで、「構造改革特区」などで自立の精神を持った住民の多様な活動が地域に活力をもたらしていることや、NPO法による地域の様々な活動の広まりをうけ「特定の問題に関心を持ち目的を共有する人々が自発的に活動し、対等な形で横のつながりを築くことにより、新しい「公共」が作り出される」ことを述べている。

文献

- 阿部誠（2013）「『新しい公共』と社会政策」社会政策学会誌『社会政策』第5巻第1号, pp.5-14。
- 石原明子（2023）「原発事故後の分断からの正義・平和構築—非対称コンフリクト変容と修復的アプローチ」日本平和学会編『3.11からの平和学—「脱原子力型社会」へ向けて』明石書店, pp.170-187。
- ウェンディ・ブラウン, 中井亜佐子訳（2017）『いかにして民主主義は失われていくのか—新自由主義の見えざる攻撃』みすず書房。
- 小田原琳（2012）「レベッカソルニット来日記念連続企画 世界は変えられるという予感」pp.35-37。
- 塩崎賢明（2014）『復興<災害>—阪神・淡路大震災と東日本大震災』岩波書店。
- 鳴原敦子（2023）「はじめに—3.11からの平和学」日本平和学会編『3.11からの平和学—「脱原子力型社会」へ向けて』明石書店, pp.4-8。
- 鳴原敦子・清水奈名子・原口弥生・蓮井誠一郎（2023）「原子力災害後の初期対応—除染に関して福島近隣県が抱える課題—茨城・栃木・宮城の自治体アンケート調査分析から—」地方自治総合研究所『自治総研』第537号, pp.67-87。
- 清水奈名子・高橋若菜（2024）「原発避難者の人権をめぐる課題」日本環境会議『環境と公害』Vol.53.No.3, 岩波書店, pp.35-40。
- 成元哲編著（2015）『終わらない被災の時間—原発事故が福島県中通りの親子に与える影響（ストレス）』石風社。
- 高橋若菜編（2022）『奪われたくらし—原発被害の検証と共感共苦』日本経済評論社。
- 千葉昭彦・長谷川公一・塩崎賢明・遠州尋美・みやぎ震災復興研究センター編著（2023）『東日本大震災100の教訓—復興検証編』クリエイツかもがわ。
- 徳永恵美香（2023）「原子力災害と被災者の人権—国際人権法の観点から」日本平和学会編, 前掲書, pp.104-115。
- ナオミ・クライン, 幾島幸子・村上由見子訳（2011）『ショック・ドクトリン—惨事便乗型資本主義の正体を暴く—上・下』, 岩波書店。
- 東日本大震災復興構想会議『復興への提言—悲惨のなかの希望—』2011年6月25日。
- 平野健（2012）「CSISと震災復興構想—日本版ショック・ドクトリンの構図」『現代思想』2012年3月号, Vol.40-4, 青土社。

- 二宮厚美 (2010) 『『新しい公共』と自治体のローカル・ガバナンス化』『議会と自治体』第149号, pp.41-48。
- マイケル・ハート/アントニオ・ネグリ (2012) 『コモンウェルス—＜帝国＞を超える革命論(上・下)』水島一憲監訳・幾島幸子・古賀祥子訳, NHK ブックス。
- 宮本憲一 (2014) 『戦後日本公害史論』岩波書店。
- 山川充夫・初澤敏生編 (2021) 『福島復興学Ⅱ』八朔社。
- 山川充夫 (2023) 「創造的復興から地域共存的再生への転換を」『学術の動向』28 (3), pp.40-43。
- 除本理史 (2013) 『原発賠償を問う』岩波書店。
- レベッカ・ソルニット, 高月園子訳 (2010) : 『災害ユーロピア—なぜそのとき特別な共同体が立ち上がるのか』, 亜紀書房。
- レベッカ・ソルニット, 小田原琳訳 (2012) 「災害に向かって扉をひらく」『at プラス』12号, pp.76-87 (2012年5月号)。
- ロバート・D・パットナム, 柴内康文訳 (2006) 『孤独なボウリング—米国コミュニティの崩壊と再生』柏書房。
- 脇田健一 (2001) 「地域環境問題をめぐる“状況の定義のズレ”と“社会的コンテキスト”」船橋晴俊編『講座環境社会学 第2巻加害・被害と解決過程』有斐閣, pp.177-206。

**The Nuclear Accident Caused by The Great East Japan Earthquake
and “*The Shock Doctrine*”
—In a Response to “*A Paradise Built in Hell*” in Ordinary Days—**

Atsuko SHIGIHARA

Keywords

“The Shock Doctrine”, “A Paradise built in hell”, nuclear accident, community, social division, autonomy

Abstract

The purpose of this paper is to clarify how the post-earthquake reconstruction functioned as a "shock doctrine" in the name of "creative reconstruction," and to examine its relationship to the multilayered division of Japanese society following the nuclear accident. The "Creative Reconstruction" campaign that followed the Great East Japan Earthquake called for "all of us living today to accept this catastrophe as our own," without opening the public debates on nuclear power policy. Thirteen years after the earthquake, the areas affected by the nuclear accident are now undergoing reconstruction as a national project, in which the business community has been demanding since before the disaster, while civil society is suffering from a multilayered division. In this paper, we will examine the following three levels of division. (1) the vulnerability of individual human beings in terms of risk perception and coping behavior, (2) the fragmentation among disaster victims created by asymmetric conflicts, and (3) the disruption of civil society created by the manipulation of social context. I will show that these are created in the process of response after the nuclear accident.

The problem facing Japanese society today is the inability of citizens to connect with the policy-making process to envision their own society through deliberation after a disaster, a situation that could be called a collapse of democracy. However, the spontaneous "association" of citizens seen after a disaster is a budding opportunity for social change. In order to regain such a space of "the common" and to make the basis of their own survival autonomous, the challenge is to realize self-governance rooted in mutually supportive relationships among local people. This will also provide a foothold for resisting the shock doctrine in the event of another disaster.